

役員等報酬規程

制定日	平成20年 8月28日
施行日	平成29年 6月15日
改定日	令和 5年 7月 1日
決裁機関	評議員会
分類	役員等に関する規程
版	第3版

社会福祉法人 しあわせの郷

目 次

(目的) 第1条	1 P
(報酬の支給) 第2条	1 P
(理事長報酬等) 第3条	1 P
(費用弁償) 第4条	1 P
(改廃) 第5条	1 P
附 則	1 P

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しあわせの郷（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・顧問及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬を支給することができる。

- (1) 理事長については、報酬を支給することができる。
- (2) 常勤役員・非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に第4条のとおり費用を弁償する。

(理事長報酬等)

第3条 理事長報酬等の額は、「別表1」に定める額を支給することができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- (1) 監事監査、理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償

備前市三石・野谷・八木地区在住者	1,000円
上記以外の備前市在住者	2,000円
備前市以外の地区在住者	3,000円

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

(施行)

- 1 この規程は、平成29年 6月15日より施行する。
- 2 この規程の施行により、役員報酬規程（平成20年8月28日施行）と役員旅費規程（平成18年1月31日施行）を廃止することとする。
- 3 この規程は、令和5年 7月 1日より施行する。

「別表1」 理事長報酬等

名 称	報 酬
理事長業務報酬等（月額）	200,000円